

近 畿 圏
近 郊 整 備 区 域 建 設 計 画
都 市 開 発 区 域 建 設 計 画
(案)

説 明 資 料

平成 1 3 年 1 0 月

国土交通省国土計画局

大 都 市 圏 計 画 課

1．計画策定の経緯

この計画は、近畿圏整備法に基づいて指定された近郊整備区域（４地区）及び都市開発区域（６区域）ごとに、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」に基づいて府県知事が策定し、国土交通大臣が同意するものであり、近畿圏基本整備計画（計画期間おおむね１５カ年間）に基づき、近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し、整備及び開発の基本構想、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、施設の整備に関する事項等につきその大綱を定めるものである。

最初の建設計画は、昭和４２年２月に策定され、その後、数次の改定及び新規策定が行われた。最近では、平成８年８月に新たな建設計画が策定されている。

今回、 昨年の３月に第５次近畿圏基本整備計画が策定されたこと、 平成８年に策定された計画が平成１２年度で期限切れになったこと、 大都市圏整備に係る財政上の特別措置が平成１７年度まで５カ年間延長されたことなどから、新たな建設計画を策定しようとするものである。

2．計画の概要

- (1) 平成１２年に策定された第５次の「近畿圏基本整備計画」では、安全でゆとりとくつろぎのある、「世界都市」とも呼ぶべき近畿圏の実現を目的として、「強くてしなやかな産業経済圏域の形成」や「内外から人々の集う交流・情報発信圏域」などの将来像を描いている。

近畿圏建設計画は、近畿圏を取り巻く諸状況の変化に対応し、また、基本計画を推進していく上で、関係各府県が、今後５年間の各区域内の開発整備に資する基本施策、施設整備について策定するものである。

- (2) 主なプロジェクト等は以下のとおり。

○高規格幹線道路

中央自動車道西宮線、第二名神高速道路、近畿自動車道紀勢線、近畿自動車道敦賀線、山陽自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、中部縦貫自動車道、京奈和自動車道、京都縦貫自動車道等の整備を推進する旨記述。

○紀淡連絡道路

所要の調査を行うとともに、その進展に応じ、周辺環境への影響、費用対効果、費用負担のあり方等を検討することにより、構想を進める旨記述。

○北陸新幹線

未着工区間について、所要の調査を進める旨記述。

○中央新幹線

今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進める旨記述。

- 国際港湾の機能強化

堺泉北港において、国際海上コンテナターミナルの整備を推進する旨を記述。

- 関西国際空港（２期事業）

我が国を代表する国際拠点空港として機能強化を図るため、３本の滑走路からなる全体構想のうち、２本目の平行滑走路と諸施設を整備する２期事業について、平成１９年度供用開始をめざして事業を進める旨記述。

- 国際的な研究開発拠点の形成

近畿リサーチコンプレックスの中核となる関西文化学術研究都市をはじめ、彩都（国際文化公園都市）や播磨科学公園都市等、国際的な研究開発拠点の整備を推進するとともに、近畿各地における学術・産業の拠点との交流・連携を推進する旨記述。

- 琵琶湖の総合的な保全

琵琶湖を２１世紀における湖沼保全のモデルとして健全な姿で次世代に継承するため、水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全等、様々な施策を総合的に実施するとともに、２００１年の「第９回世界湖沼会議」、２００３年の「第３回世界水フォーラム」等の開催により国際間・地域間のパートナーシップをより深める旨記述。

３．計画の期間

平成１３年度から平成１７年度までの５カ年間

４．計画の構成

- (１) 計画の性格
- (２) 計画の対象区域
- (３) 計画の期間
- (４) 計画の基本的方向
- (５) 人口の規模及び労働力の需給に関する事項
- (６) 産業の業種、規模等に関する事項
- (７) 土地の利用に関する事項
- (８) 施設の整備に関する事項
- (９) 環境の保全に関する事項
- (１０) 防災対策に関する事項

5．区域の指定状況

政策区域	指定基準	指定状況
近 郊 整 備 区 域 (4 地区)	計画的に市街地として整備する 必要がある区域	京都地区（京都府） 大阪地区（大阪府） 兵庫地区（兵庫県） 奈良地区（奈良県）
都 市 開 発 区 域 (6 区域)	工業都市、住居都市その他の都市 として開発することを必要とする区域	福井敦賀区域（福井県） 琵琶湖東部区域（滋賀県） 京都中丹区域（京都府） 播磨区域（兵庫県） 和歌山区域（和歌山県） 伊賀区域（三重県）

6．計画の作成手続き等

計画作成手続き	作成者	府県知事
	協議	関係市町村長
計画同意手続き	同意者	国土交通大臣
	協議	関係行政機関の長
	諮問	国土審議会

< 参考 > 財政上の特別措置について

建設計画に基づいて実施される近郊整備区域及び都市開発区域に係る事業については、「首都圏、近畿圏、中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」により、財政上の特別措置が講じられることとなっている。

従来、この法律は平成 12 年度限りとなっていたが、本年、平成 17 年度までの 5 力年間の延長が認められた。